

令和8年度 北海道地方競馬番組編成要領

第1 趣 旨

「北海道地方競馬実施条例」(昭和52年北海道条例第30号)及び「北海道地方競馬実施条例施行規則」(昭和52年北海道規則第64号。以下「規則」という。)に基づき、令和8年度(令和8年4月15日から令和8年11月12日の間)において北海道が行う地方競馬(以下「ホッカイドウ競馬」という。)の番組の作成についてはこの要領の定めるところによる。

第2 定 義

- 1 「未出走馬」とは、競走経歴のない馬をいう。
- 2 「経歴馬」とは、以下の馬をいう。
 - ア 令和7年度以前における最終出走がホッカイドウ競馬の馬。ただし、交流競走等で出走した他地区所属馬を除く。
 - イ 本年度、初出走以降継続してホッカイドウ競馬で出走している上記1の馬。ただし、日本中央競馬会に登録のあった4歳以上馬を除く。なお、上記アのうち、初出走以降継続してホッカイドウ競馬で出走している馬および上記イの馬は「限定経歴馬」という。
- 3 「再転入馬」とは、ホッカイドウ競馬所属馬が令和7年度ホッカイドウ競馬出走以降、他地区へ転出し、令和8年4月14日まで他の主催者の実施する競走に出走した馬をいう。
- 4 「転入馬」とは、未出走馬、経歴馬及び再転入馬以外の馬をいう。
- 5 「取得賞金」とは、競走において取得した本賞金(第1着から第5着まで)の合計額をいう。
- 6 「番組賞金」とは、要領第7の規定による賞金をいう。
- 7 「馬の年齢」とは、その馬が出生した年を0歳とし、出生年の1月1日から起算した年齢をいう。
- 8 「委員長」とは、規則第4条第1項に定めるものをいう。
- 9 「南半球産馬」とは、7月1日から12月31日までに南半球で出生した馬をいう。

第3 出走申込馬の資格

規則第25条の規定に基づく出走の申し込みができる馬は、次の1、2及び3の要件を満たすものとする。

なお、転入馬にあつては、前各号に掲げるもののほか、4に掲げる基準に適合する馬とする。

- 1 地方競馬全国協会の競走馬登録を受けた軽種の馬
- 2 輸入前に外国の競走に出走したことの無い3歳以上の外国産馬及び交流競走等に出走する他地区所属の外国産馬
- 3 満2歳以上満10歳以下の馬及び満10歳を超える馬で日本国内の平地競走で出走経歴のある馬
- 4 転入馬
出走停止処分を受けたことのない馬。ただし、次のいずれかに該当する馬はこの限りでない。
 - ア 理化学検査陽性により出走停止処分を受けた馬
 - イ 障害競走の飛越により出走停止処分を受けた馬
 - ウ 発走調教不十分、競走調教不十分、能力支障、又は健康支障により出走停止処分を受け、出走停止処分後平地競走で5回以上出走した馬
 - エ 発走調教不十分により出走停止処分を受け、その後、直近の競走から5走以内において

発走調教不十分（再検査等）により処分を受けていない馬

第4 出走の拒否

次のいずれかに該当する馬は、出走を拒否する。

- 1 痼疾の程度の重い馬
- 2 両眼の失明馬
1眼の失明馬については出走を拒否する。ただし委員長が認めた場合この限りでない。
- 3 令和8年度北海道地方競馬馬検査実施要領に基づく馬検査に合格しなかった馬
- 4 内因性の鼻出血を発症し、出走制限期間（20日間、発症初回競走実施日から6ヶ月以内の再発症30日間、再発症から6ヶ月以内の再々発症60日間）を経過していない馬
- 5 番組から除外されている馬
- 6 賞金返還に応じなかったため、出走を拒否されている馬主の所有する馬
- 7 禁止薬物のアナボリックステロイド〔アンドロスタノロン、アンドロステンジオン、エチステロン、エチルエストレノール、オキサンドロロン、オキシメトロン、キンボロン、クロステボール、ゲストリノン、スタノゾロール、ダナゾール、チボロン、テストステロン、テトラヒドロゲストリノン、トレンボロン、ドロスタノロン、ナンドロロン、ノルアンドロステンジオン、ノルエタンドロロン、ノルクロステボール、フラザボール、フルオキシメステロン、ボルジオン、ボルデノン、ミボレロン、メスタノロン、メステロロン、メタステロン、メタンジエノン、メタンドリオール、メチルテストステロン、メチルノルテストステロン、メテノロン及びメトリボロン並びにこれらのいずれかを含む〕が検出された馬
ただし、使用した日から6ヶ月経過後、出走投票前に「公益財団法人競走馬理化学研究所」の検査を受け、陰性を証明された馬はこの限りでない。
- 8 その他委員長が競走の公正確保上好ましくないと認めた馬

第5 格付区分

格付区分は、次のとおりとする。

1 2 歳

(番組賞金：単位万円)

1	2	3	新 馬	未勝利
100超	100以下	40以下		

2 3歳条件

1	2	3	4	未勝利
200超	200以下	150以下	100以下	

3 一般馬

A 級				B 級			
1	2	3	4	1	2	3	4
800超	800以下	600以下	500以下	400以下	350以下	300以下	250以下
C 級							
1	2	3	4				
200以下	160以下	120以下	80以下				

第6 格付基準

馬の年齢及び番組賞金額によりそれぞれ次のとおり格付けする。

- 1 2歳
2歳馬とする。
- 2 3歳条件

- ア 3歳の経歴馬（再転入馬含む）
 - イ 3歳の未出走馬
 - ウ 3歳の転入馬（過去に日本中央競馬会で登録をしていない馬、または、過去に日本中央競馬会で登録し、未受賞の馬）
- ただし、3歳条件馬の番組賞金が下表に該当した場合は一般馬へ格付けする。

第1回門別競馬終了時	第2回門別競馬終了時	第3回門別競馬終了時	第4回門別競馬終了後
300万円を超える馬	200万円を超える馬	150万円を超える馬	全馬

3 一般馬

上記2を除く3歳以上の馬とし、要領第7により算定される番組賞金により格付けする。

4 転入馬の格付及び未出走馬の格付

要領第7により算定される番組賞金により当初格付けする。

また、2歳未勝利馬の当初格付については、取得賞金及び番組賞金を0として取り扱う。

第7 番組賞金

- 1 番組賞金は、当初格付番組賞金（表1のアからエ）に本年度ホッカイドウ競馬および他主催者の競走において得られる番組賞金（表2及び表3）を加えて得た合計額（上限は4000万円とする）とし、単位は1万円とする。

また、着順確定後に失格及び着順変更があっても番組賞金は変更しないものとする。

- 2 番組賞金のうち、当初格付番組賞金については、別表「当初格付番組賞金調整表」に基づき調整する。

表1 当初格付番組賞金

ア 経歴馬

区分	当初格付される番組賞金
3歳	2歳番組賞金＋表Aの算定賞金
4～5歳	前年度最終番組賞金×(80%－α)＋表Aの算定賞金
6歳	前年度最終番組賞金×(70%－α)＋表Aの算定賞金
7歳以上	前年度最終番組賞金×(60%－α)＋表Aの算定賞金

イ 再転入馬

区分	当初格付される番組賞金
3歳	転出時番組賞金＋①
4～5歳	(転出時番組賞金＋②)×(80%－α)＋③
6歳	(転出時番組賞金＋②)×(70%－α)＋③
7歳以上	(転出時番組賞金＋②)×(60%－α)＋③

①	表Bの算定賞金（転出後から令和7年11月13日まで） ＋表Aの算定賞金（令和7年11月14日から令和8年4月14日まで）
②	表Bの算定賞金（転出後から令和7年11月13日まで） ＋表Aの算定賞金（令和7年11月14日から令和7年12月31日まで）
③	表Aの算定賞金（令和8年1月1日から令和8年4月14日まで）

※経歴馬及び再転入馬の3歳未勝利馬は番組賞金を0とする

α 令和7年度ホッカイドウ競馬において出走した馬の減額

		令和7年出走回数が6回以上の馬
令和7年度 取得賞金※	50万円未満	30%

※ホッカイドウ競馬の競走に限る。抽休（抽休手当の支給された場合に限る）・競走取止は1回を含む

ウ 転入馬のうち、前出走時の所属が他地方競馬の馬

表Bに基づき競走経歴1走ごとに参入額を計算(計算の結果、1万円未満は切り捨て)し、その合計を当初格付番組賞金として定める。ただし、上限は以下のとおりとする。

1	3歳(平地競走)未勝利馬	120万円
2	4～5歳(平地競走)未勝利馬	250万円
3	上記1・2を除く3～5歳馬	2000万円
4	6歳以上馬	1700万円

エ 転入馬のうち、前出走時の所属が日本中央競馬会(JRA)の馬

表Cに基づいて、当初格付番組賞金を定める。

表A ホッカイドウ競馬開催期間外に他の競馬に出走した経歴馬及び再転入馬(競走経歴1走ごとに参照)

競走	その競走で得た賞金(1着～5着)	加算(参入)する割合	加算(参入)する上限
JRA・海外の 平地競走	500万円以上	15%	
	500万円未満	20%	75万円
地方競馬の 競走のうち DG競走 全国交流競走	1000万円以上	15%	
	500万円以上1000万円未満	20%	150万円
	200万円以上 500万円未満	25%	100万円
	100万円以上 200万円未満	30%	50万円
	50万円以上 100万円未満	35%	30万円
	50万円未満	40%	17万円
その他の競走		0%	

※ 1～5着賞金には付加賞金を含む

表B 「表1、ウに該当する転入馬」・「再転入馬」(競走経歴1走ごとに参照)

競走	その競走で得た賞金(1着～5着)	加算(参入)する割合	加算(参入)する上限
JRA・海外の 平地競走	500万円以上	15%	
	500万円未満	20%	75万円
障害競走		0%	
地方競馬の競走	1000万円以上	15%	
	500万円以上1000万円未満	20%	150万円
	200万円以上 500万円未満	25%	100万円
	100万円以上 200万円未満	30%	50万円
	50万円以上 100万円未満	35%	30万円
	50万円未満	40%	17万円

※ 1～5着賞金には付加賞金を含む

表C 表1、エに該当する転入馬

未出走馬	0
------	---

2歳馬	取得賞金 (平地) が0の馬	総賞金 0円以上	取得賞金 (平地) が0以外の馬	総賞金				3歳 〜 5歳 未勝利馬	取得賞金 (平地) が0の馬	総賞金				
	当初格付 番組賞金	0	当初格付 番組賞金	500万円 以下	1500万円 以下	3000万円 以下	3000万円 超		100万円 以下	200万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	400万円 超	
				100	200	300	400		40	60	80	100	120	

3 〜 5歳馬 (未勝利馬を除く)	取得賞金 (平地) が500万円以下の馬	総賞金						6歳以上馬	取得賞金 (平地) が500万円以下の馬	総賞金					
	当初格付番組賞金	500万円以下	800万円以下	1500万円以下	2000万円以下	3000万円以下	3000万円超		500万円以下	800万円以下	1500万円以下	2000万円以下	3000万円以下	3000万円超	
		160	180	220	240	270	300		当初格付番組賞金	140	160	190	210	240	270
	取得賞金 (平地) が500万円超1000万円以下の馬	総賞金							取得賞金 (平地) が500万円超1000万円以下の馬	総賞金					
	当初格付番組賞金	1000万円以下	2000万円以下	3000万円以下	4000万円以下	5000万円以下	5000万円超		1000万円以下	2000万円以下	3000万円以下	4000万円以下	5000万円以下	5000万円超	
		300	400	450	550	650	800		当初格付番組賞金	270	350	400	480	550	700
取得賞金 (平地) が1000万円超の馬	総賞金						取得賞金 (平地) が1000万円超の馬	総賞金							
当初格付番組賞金	1200万円以下	3000万円以下	5000万円以下	10000万円以下	15000万円以下	15000万円超	1200万円以下	3000万円以下	5000万円以下	10000万円以下	15000万円以下	15000万円超			
	600	800	1200	1500	1700	2000	当初格付番組賞金	500	700	1000	1300	1450	1700		

※ 単位：万円

※ 表Cにおける「取得賞金（平地）」は、日本中央競馬会の競馬番組一般事項に定める取得賞金のうち、平地競走に係るものの合計とする。

※ 表Cにおける「総賞金」は、平地競走に係るものの合計とする。

別表 当初格付番組賞金調整表

表1によって定められた当初格付番組賞金について、下表の通り調整し、それを決定する。

項目番号及び調整順	対象馬	調整対象となる条件	調整後の当初格付番組賞金
①	令和7年度以降北海道所属で競走経歴のない、3歳以上の転入馬	平地競走で5回以上の競走経歴があり、直近の平地競走5走の競走経歴がすべて6着以下の場合 (当項目における競走経歴に競走中止・失格などは含めない)	調整対象となる場合、当初格付番組賞金に以下の割合を乗じ、調整する 【3～5歳馬】80% 【6歳以上馬】70%
②	JRA所属で平地競走(地方交流競走を含む)に勝利した経歴のある、3歳以上の転入馬	左記の馬の当初格付番組賞金が、80万円未満の場合	80万円
③	JRA所属で競走経歴のある、3歳以上の転入馬	左記の馬の当初格付番組賞金が、40万円未満の場合	40万円
④	全馬	当初格付番組賞金が、平地競走に係る総取得賞金を超えている場合 ただし、下記の場合を除く ・JRAからの転入馬で、平地競走に係る「JRAの一般事項に定める取得賞金」が0の馬で、当初格付番組賞金が平地競走に係る総取得賞金を超えている場合 ・項目番号②または③が適用され調整が行われた馬で、当初格付番組賞金が平地競走に係る総取得賞金を超えている場合	平地競走に係る総取得賞金(1万円未満切捨)

※調整は①から順に行い、重複して適用される場合がある。

表2 本年度ホッカイドウ競馬において得られる番組賞金

		JBC	エーデル	重賞	重賞	重賞	オープン	オープン・1組	1組・2組	(スーパー)	アタック	新馬	3組	未勝利
		2歳優駿	ワイス賞	(H1)	(H2)	(H3)	※重賞を除く 1着賞金が200 万円以上の競走	※1着賞金が100 万円以上200万円 未満の競走	※1着賞金が 100万円未満の 競走	フレッシュ チャレンジ 競走	チャレンジ 競走 ※1			
2歳	1着馬	500万円	300万円	250万円	200万円	150万円	100万円	70万円	50万円	100万円	80万円	40万円	30万円	15万円
	2着馬	140万円	84万円	70万円	56万円	42万円	28万円	19万円	14万円	7万円	5万円	5万円	4万円	4万円
	3着馬	105万円	63万円	52万円	42万円	31万円	21万円	14万円	10万円	6万円	4万円	4万円	3万円	3万円
	4着馬	70万円	42万円	35万円	28万円	21万円	14万円	9万円	7万円	5万円	3万円	3万円	2万円	2万円
	5着馬	35万円	21万円	17万円	14万円	10万円	7万円	4万円	3万円	4万円	2万円	2万円	1万円	1万円
3歳		北海道ス プリント カップ	重賞 (H1)	重賞 (H2)	重賞 (H3)	オープン・1組 ※1着賞金が100 万円以上200万円 未満の競走	1組～3組 ※1着賞金が 100万円未満の 競走	JRA 交流競走	4組	未勝利				
	1着馬	500万円	400万円	250万円	200万円	100万円	50万円	50万円	40万円	40万円				
	2着馬	140万円	112万円	70万円	56万円	28万円	14万円	14万円	0	0				
	3着馬	105万円	84万円	52万円	42万円	21万円	10万円	10万円	0	0				
	4着馬	70万円	56万円	35万円	28万円	14万円	7万円	7万円	0	0				
	5着馬	35万円	28万円	17万円	14万円	7万円	3万円	3万円	0	0				
3歳 以上		ブリーダーズ ゴールドカップ	道営記念	道営 スプリント	重賞 (H2)	重賞 (H3)	準重賞	A1	A2 JRA 交流競走	A3・A4 ※3	B級	C級 (番組賞金120 万円以上で編成 する競走)	C級 (番組賞金120 万円未満で編成 する競走)	
	1着馬	1200万円	800万円	500万円	400万円	300万円	250万円	150万円	100万円	80万円	50万円	40万円	40万円	
	2着馬	336万円	224万円	140万円	112万円	84万円	70万円	42万円	28万円	22万円	14万円	11万円	0万円	
	3着馬	252万円	168万円	105万円	84万円	63万円	52万円	31万円	21万円	16万円	10万円	8万円	0万円	
	4着馬	168万円	112万円	70万円	56万円	42万円	35万円	21万円	14万円	11万円	7万円	5万円	0万円	
	5着馬	84万円	56万円	35万円	28万円	21万円	17万円	10万円	7万円	5万円	3万円	2万円	0万円	

- ※1 アタックチャレンジ競走および2歳未勝利競走については上記番組賞金参入後の番組賞金の上限は15万円とする。ただし、1着馬及びアタックチャレンジ競走に出走した1勝以上馬は除く。
- ※2 2歳3組競走については上記番組賞金参入後の番組賞金の上限は40万円とする。ただし1着馬は除く。
- ※3 上記の表において得られる番組賞金が当該競走の賞金を超える場合、得られる番組賞金は当該競走の賞金とする。(1万円未満は切捨て)
- ※4 同着となった場合は、その着順から同着になった馬の頭数に相当する番組賞金の総額を同着馬の頭数に等分してそれぞれ番組賞金として算入する。(1万円未満は切捨て)
- ※5 ホッカイドウ競馬の競走において得られる番組賞金について、上記の表とは別に競馬番組等で定めることがある。

表3 本年度他主催者の交流競走等において得られる番組賞金(競走経歴1走ごとに参照)

競走	その競走で得た賞金(1着～5着)	加算(参入)する割合	加算(参入)する上限
JRA・海外の 平地競走	500万円以上	15%	
	500万円未満	20%	75万円
他地方競馬の 競走	1000万円以上	15%	
	500万円以上 1000万円未満	20%	150万円
	200万円以上 500万円未満	25%	100万円
	100万円以上 200万円未満	30%	50万円
	50万円以上 100万円未満	35%	30万円
	50万円未満	40%	17万円

※ 1～5着賞金には付加賞金を含む

第8 負担重量

負担重量の種類は、次のとおりとする。

1 定量 馬の年齢又は性によって定める重量

2 歳		3 歳以上
門別11回まで 4月15日から 9月10日まで 55kg	門別12回以降 9月15日から 11月12日まで 56kg 牝1kg減	全期間 57kg 牝2kg減

※ 南半球産馬については上記重量から次の重量を減量する (単位：kg)

距離	馬の年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1,000m以上 1,400m未満	2歳	/	/	3	3	3	3	3	3
	3歳	2	2	2	1	1	1	1	1
	4歳	1	1	/	/	/	/	/	/
1,400m以上 1,600m以下	2歳	/	/	/	3	3	3	3	3
	3歳	2	2	2	2	2	2	1	1
	4歳	1	1	1	/	/	/	/	/
1,600m超 2,200m未満	2歳	/	/	/	3	3	3	3	3
	3歳	2	2	2	2	2	2	2	2
	4歳	1	1	1	1	/	/	/	/
2,200m以上	3歳	3	3	3	2	2	2	2	2
	4歳	1	1	1	1	1	/	/	/

2 ハンデキャップにより定める重量

3 別定重量 その都度競馬番組で定める。

第9 騎乗の制限及び減量騎手

- 1 騎手の1日に連続騎乗できる騎乗数は原則として8騎乗を限度とする。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 2 騎乗を変更した騎手の翌日の騎乗を認めない。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 重賞競走に騎乗する騎手は10勝以上していなければならない。
- 4 最初の免許取得から通算5年未満の騎手及び女性騎手（日本中央競馬会及び地方競馬全国協会から免許の交付を受けている地方他地区所属の騎手を含む）は、勝利数に応じ下表のとおり減量する。

ただし、次の競走は除く。

- ・重賞競走
- ・ハンデキャップ競走
- ・オープン競走及び各年齢区分における最上位格付け競走
- ・その他競馬番組等で指定する競走

	騎手免許取得後5年未満の騎手			騎手免許取得後 5年以上または 101勝以上の騎手
	30勝以下	31勝～50勝	51勝～100勝	
男性騎手	▲3kg減量	△2kg減量	☆1kg減量	
女性騎手	★4kg減量		▲3kg減量	◇2kg減量

5 前項における勝利数は、当該騎手が次の競走において、最初に免許を取得した日以降、当該競走の出走投票締切日の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

- ・地方競馬の競走
- ・中央競馬の競走

なお、日本中央競馬会所属騎手については、同会競馬施行規程に基づき当該競走の騎乗申込締切日（補欠繰り上がり締切日）の前日までに騎乗して得た1着の回数とする。

6 最初の免許取得から3年を経過した騎手は、申請により減量（女性騎手は2kgを上限とする）を解除できる。

ただし、北海道所属騎手に限る。なお、減量解除後の再適用は認めない。

第10 出走投票及び出走の制限

- 1 出走した日から起算して5日を経過しなければ、出走できないものとする。
- 2 出走投票の結果、1競走の出走頭数が7頭以下の場合は当該競走を取り止める。ただし、委員長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 競走距離出走制限頭数

重賞競走、準重賞競走、特別競走及び普通競走の出走制限頭数は、下表のとおりとする。

重 賞		準 重 賞		特 別		普 通	
距 離	頭 数	距 離	頭 数	距 離	頭 数	距 離	頭 数
m	頭	m	頭	m	頭	m	頭
1,000	12	1,000	12	1,000	12	1,000	12
1,100	12	1,100	12	1,100	12	1,100	12
1,200	16	1,200	12	1,200	12	1,200	12
1,500	12	1,500	12	1,500	12	1,500	12
1,600	14	1,600	12	1,600	12	1,600	12
1,700	12	1,700	12	1,700	12	1,700	12
1,800	14	1,800	12	1,800	12	1,800	12
2,000	16	2,000	12	2,000	12	2,000	12
2,600	14	2,600	12	2,600	12	2,600	12

※ ① 都合により距離及び頭数は変更することがある。

② JRA交流競走等は別に発表する。

4 前項に定める頭数を超えて出走投票があった場合は、次により出走馬を決定する。

なお、この方法によっても順位を決定し難い場合は抽選により決定する。

- (1) 一般馬競走、3歳条件競走（未勝利競走を除く）、2歳競走（(5)を除く）

以下の順序により決定する。

ア 当該競走の条件馬（当該開催初出走馬）

イ 前開催時に編成された条件において抽選漏れまたは不成立により、その開催中に出走できなかった当該開催初出走馬（前開催2走目で抽選漏れ及び不成立となった馬は除く）

ウ 当該開催に編成された条件において抽選漏れまたは不成立になった当該開催初出走馬

エ (3)の馬

オ (4)の馬

- (2) 3歳条件未勝利競走

ア 前開催時に抽選漏れまたは不成立により、その開催中に出走できなかった当該開催初出走馬（前開催2走目で抽選漏れ及び不成立となった馬は除く）

イ 当該開催に抽選漏れまたは不成立になった当該開催初出走馬

ウ 未出走馬および本年度ホッカイドウ競馬において初出走の経歴馬

- エ 上記ア～ウを除く当該開催初出走馬
- オ 当該開催2走目の馬
- (3) 格上条件に出走投票した当該開催初出走馬
番組賞金順とする。
- (4) 当該開催2走目の馬
(一般馬競走、3歳条件競走(未勝利競走を除く)、2歳競走((5)を除く))
 - ア 前走入着の自己条件馬
 - イ 番組賞金順とする
- (5) 重賞競走、JRA認定競走、2歳未勝利及び番組が指定する競走
別に定めるものとする。
- 5 出走取消又は競走除外された馬は、出走予定日から起算して5日を経過しなければ出走できないものとする。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 6 競走の結果認めるべき事由がないのに当該競走の5着馬のタイムより5秒を超えて入線した場合は、次開催の出走を認めない。
ただし、次の場合は除く。
 - (1) 重賞競走・JRA交流競走及びその他競馬番組で指定する競走
 - (2) 1,500m以上の競走に出走する当該開催初出走馬
 - (3) 令和8年度ホッカイドウ競馬初出走馬
 - (4) 委員長が特に認めて他の主催者の実施する交流競走等に出走する場合
- 7 出走停止を受けた馬は停止期間を満了し、かつ馬検査(再検査)に合格後でなければ出走投票できない。
- 8 再検査指示を受けた馬は馬検査(再検査)に合格後でなければ出走投票できない。
- 9 出走制限を受けた馬は制限期間が満了するまで出走できない。
- 10 馬主と調教師間で文書により締結された預託契約書写などが委員長に提出されていない馬は出走投票できないものとする。

第11 競走の分割及び併合

委員長は出走投票の結果、特に必要があると認めたときは競走を分割又は併合することがある。

第12 その他

- (1) 日本中央競馬会が認定する地方競馬の競走(JRA認定競走)は、競馬番組表に表示する。
- (2) この要領は都合により変更することがある。
- (3) この要領で定めるもののほか競馬の開催に必要な事項は委員長が別に定める。